

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所 在 地
1	株式会社進栄	常陸大宮市田子内町3200-1

2 入札参加資格停止措置期間 令和8年7月15日から令和8年9月14日まで(2カ月間)

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社進栄は、常陸大宮土木事務所発注の06国補街整第06-33-358-9-001号道路改良舗装工事(その1)の工事現場において、安全管理の不適切により、公衆に重傷者を生じる事故を起こした。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程(以下「契約規程」という。)第75条第1項別表第3第5号「安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故(一般工事等)」のエに該当する。

「契約規程」

措 置 要 件	期 間
別表第3第5号 エ 安全管理の措置の不適切により公衆に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2カ月以上3カ月以内